

No.129
2019
1/10



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



乗務員勤務制度見直し及び賃金制度の改正に関する説明申し入れ 第2回交渉その② 全項目終了!

1 3. 当務主務の権限について明らかにすること。

会社回答：就業規則に則り取り扱うこととなる。

組合：どのような権限があるのか？

会社：今の当直と同じ権限を持って業務を行う。主務は助役の補佐として指示行為を行うこともある。一定程度の指示行為をやって頂く。場合によっては超勤・補乗の指示もある。当務主務が現段階で単独となる作業ダイヤは想定していない。

組合：補乗などの超過勤務の指示を管理者以外が行って良いのか？ 労働時間管理＝管理業務ではないか？

会社：助役経由で指示することはある。時間外労働については慎重に業務を進める必要がある。

組合：勤務時間内の業務指示は行う、時間外労働の業務指示は助役が行うということか？

会社：指示行為は発生することもある。可能であれば当務主務が判断することもありえる。必ずさせない、しないとはならない。当直業務の範囲内で指示することはありえる。時間管理はあくまで管理者の仕事だが、ダイヤ乱れに必ず管理者に確認出来るとは限らない。指示は当直業務として状況に応じて行うことができる。指示行為は全般的にやる。

1 4. 短時間行路を昼の時間に設定するとあるが、具体的な範囲を明らかにすること。

会社回答：短時間行路は、時間帯別の列車本数割合の差から生じる行路を設定するほか、通常行路を分割して設定する考えであり、線区ごとの輸送形態や箇所の実態に応じて設定する考えである。

組合：昼の時間とはどのような時間？

会社：育介 A 用に日中 6 時間設定してあり、通常行路を分割し使うことも考えている。昼に少なくとも 1 行路をつくりたい。朝夕は列車本数割合によってつくるので、何時に何本とは示せない。育介使う社員数によって増減するが、今対象者がいる区所は現行と同じ以上つくりたい。ニーズにあわすことに加え、ニーズに全て応えられる訳ではないが、なるべく使いやすい時間帯に設定している。

組合：ダイヤ改正後に対象者が増えた場合は？

会社：これまでも同じだが、行路分割で対応することも考えている。分割可能行路をつくる必要がある職場には設定している。

1 5. 短時間行路希望者が競合した場合の優先順序の基準を明らかにすること。

会社回答：同一行路に希望が集中した場合には、選択事由等により会社が勤務指定することとなる。

組合：現段階での支社全体の希望者は？制度活用出来ず退職した人数や事象は把握しているのか？

会社：乗務員で育介 A 取得しているのは 10 名程度。具体数はわからないが、家族の協力を得られず退職した人はいる。

組合：競合時の「選択事由」とは、誰がどのように判断するのか？不公平感があってはならない。

会社：対象者とコミュニケーションを持って決めたい。優先するかの判断は、管理者全体で判断していく。家族の協力状況などを把握し、不公平感無い勤務作成にあたりたい。

組合：管理者から「労働組合所属の有無で優先順位が変わる」と言われている職場がある。

会社：組合に加入している、加入していないで差別は絶対はない。関係ない。

1 6. 2019 年ダイヤ改正に向けたスケジュールを明らかにすること。

会社回答：乗務員勤務制度の見直しについては、平成 30 年度末ダイヤ改正に合わせて実施する。

組合：いつ組合側に提案するのか？

会社：2ヶ月前仮勤務発表なので、1月25日までには出す必要がある。そこまでに行路を示していきたい。本線乗務員に対しては訓練等でダイヤ改正の説明をするが、勤務制度については考えていない。

組合：今までどおり、今後も労使議論を経てダイヤ改正に臨むこと。

会社：変わりはない。

安全な鉄道輸送を担える乗務員勤務制度の運用を創り出そう!